

工場・ビル管理者・農家等のみなさまへ 再度のお願い

PCB使用機器は 本当にありませんか？



- 過去にPCB廃棄物の処分が完了した事業所でも、低濃度PCB使用機器の発見事例が相次いでいます。
- PCB廃棄物の**処分期限**は**令和9年3月末**です。この日を過ぎると、事実上処分は不可能で、ご自身で半永久的に保管することになります。

たび重なるお願いで恐縮ですが、

キュービクル・照明器具・電気器具・配線回りの再点検

をお願いします。

お問い合わせ先

埼玉県中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階
電話：048-822-5199（平日8:30~17:15）
メール：p2251993@pref.saitama.lg.jp



すべて管内の発見事例です！
あなたの事業所に似たものはありませんか？

トランス（変圧器）・コンデンサ



倉庫の片隅に置かれ、
忘れ去られていました

これもコンデンサです



埼玉県マスコット
「コバトン」

低圧コンデンサ・安定器

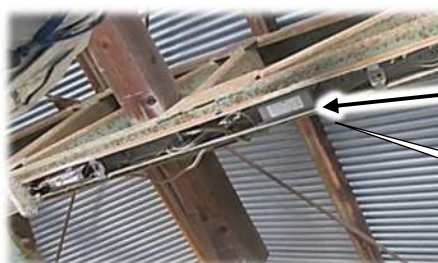


低圧コンデンサ

※表紙の写真のような
壁付コンデンサも
多数発見されています！



水銀灯安定器



蛍光灯安定器



溶接機



溶接機は
内部にコンデンサが
入っています

このほかにも、リアクトル、放電コイル、整流器、開閉器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルなどにも、低濃度PCBが含まれている事例があります。

低濃度PCB使用機器は
銘板では判定が困難で、
専門業者による分析が必要
となることが多くなっています。

手遅れになる前に、
少しでも気になることがあれば、
埼玉県へお問い合わせください！